

奈良県土地利用調整会議設置要綱

第1 目的及び設置

県土の土地利用の適正化を図るとともに、関連競合する許認可事務処理の円滑化を期するため、第2各号に掲げる対象事案について審議検討を行う機関として、奈良県土地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

第2 対象事案

調整会議の対象事案は次のとおりとする。

- (1) 「各種開発事業に係る事前協議実施要綱」第3各号に掲げる各種開発事業
- (2) 別表に掲げる課長及び室長（以下「構成員」という。）が主管する許認可関連事案

第3 審議検討事項

調整会議は、第2各号の対象事案について、次に掲げる事項を審議検討するものとする。

- (1) 県及び市町村が策定した各種土地利用計画等との整合性
- (2) 法令等の適合性
- (3) 各種公共事業等との適合性
- (4) 各種施設計画の内容
- (5) その他議長が必要と認める事項

第4 組織及び会議

調整会議は、構成員をもって組織する。

- 2 議長は県土マネジメント部まちづくり推進局長をもってあてる。
- 3 議長は、会議を召集し、議事を総括する。ただし、必要に応じ議長の命により、県土マネジメント部まちづくり推進局次長又は県土利用政策課長がその職務を代行することができる。
- 4 調整会議は随時に開催するものとする。
- 5 議長は、個別の対象事案に関係のある構成員をもって、会議を開催することができる。
- 6 議長は、事案の審議上必要に応じて構成員以外の者に出席を求めることができる。

第5 調整会議への提案

調整会議における審議検討は、構成員からの提案に基づき行うものとする。

2 前項の規定による提案方法は次のとおりとする。

- (1) 第2第1号の事案については、県土利用政策課長が様式第1号により提案するものとする。
- (2) 第2第2号の事案については、許認可関連事案を主管する構成員が、調整会議における審議検討を必要と判断した場合に、様式第1号により提案するものとする。ただし、この場合において、事前に県土利用政策課長と調整するものとする。

第6 審議検討方法

第3の審議検討は、会議により行うものとする。ただし、軽微又は事前調整が整っている等により会議を開催する必要がないと議長が認める事案については、関係構成員への意見照会により処理することができる。

第7 審議検討後の処理

議長は、審議検討結果をとりまとめ、その結果を第5の提案を行った構成員（以下「提案者」という。）、その他関係構成員に通知するものとする。

第8 計画の変更に係る処理

調整会議において審議検討を行った事案について変更が生じた場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 提案者が、変更内容について、調整会議における審議検討を要すると判断した場合は、様式第2号により提案するものとする。この場合の手続きは、第6及び第7の規定を準用する。
- (2) 提案者が、変更内容が軽微等のため調整会議における審議検討を要しないと判断した場合は、様式第3号により速やかに議長に報告するものとする。この場合において議長は、必要に応じ、関係構成員に通知するものとする。

第9 事業の廃止に係る処理

提案者は、調整会議へ提案を行った事案又は調整会議において審議検討を行った事案が、廃止されることとなった場合は、様式第4号により議長に報告するものとする。

- 2 議長は、前項の報告があった場合は、関係構成員に通知するものとする。

第10 事前検討部会の設置

地域社会の快適な環境形成、健全なる発展及び県土の適正かつ有効な利用を図る見地から、早期に立地の可否及び指導方針を決定するための機関として、調整会議に事前検討部会を置く。

- 2 調整会議事前検討部会の運営等に必要な事項は別に定める。

第11 構成員の相互連絡等

構成員は、土地利用に関し市町村と密接な連携を保つとともに、相互に連絡するものとする。

第12 事務局

調整会議の事務局は、県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課に置く。

- 2 事務局は、第5第2項各号の規定による提案のあった事案等について、必要に応じ、関係課等と打合せを実施する等により事前調整を行うものとする。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営等について必要な事項は、議長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年12月1日から施行する。
- 2 「土地利用の調整等に関する取扱要領」（昭和47年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

(別表)

調整会議の構成員

部局名	構成員
総務部知事公室	消防救急課長、うだ・アニマルパーク振興室長
地域創造部	文化財課長、県民くらし課長
福祉医療部	薬務・衛生課長
環境森林部	水・大気環境課長、廃棄物対策課長、景観・自然環境課長、森林環境課長
産業部	産業創造課長、経営支援課長
食農部	農業水産振興課長、畜産課長、担い手・農地マネジメント課長、農村振興課長
県土マネジメント部	道路建設課長、道路マネジメント課長、河川整備課長、砂防・災害対策課長、下水道マネジメント課長
まちづくり推進局	まちづくり推進課長、県土利用政策課長、住宅課長、建築安全課長
警察本部	交通規制課長

(様式第 1 号)

文 書 番 号
年 月 日

土地利用調整会議議長 殿

提 案 者 名

土地利用調整会議提案書

下記事案について、土地利用調整会議において審議検討されたく「奈良県土地利用調整会議設置要綱」第 5 第 2 項の規定により提案します。

記

事 案 名	
事 案 の 計 画 者 (所 在 地 ・ 名 称)	
事 案 内 容 (事業種別・計画地・計画面積等)	
申 請 書 等 受 理 年 月 日	
提 案 者 の 意 見	
備 考	

※「提案者意見」欄には、調整が必要となる事項及び土地利用調整会議への提案を必要と判断した理由について記載すること。

※「備考」欄には、提案者が事前に確認した市町村の意向及び参考となる事項について記載すること。

(様式第2号)

文 書 番 号
年 月 日

土地利用調整会議議長 殿

提 案 者 名

土地利用調整会議再提案書

年 月 日付け 第 号により土地利用調整会議へ提案を行った下記
事案について、計画内容に変更が生じたので「奈良県土地利用調整会議設置要綱」第
8第1号の規定により改めて提案します。

記

事 案 名	
事 案 の 計 画 者 (所 在 地 ・ 名 称)	
事 案 内 容 (事業種別・計画地・計画面積等)	
変更申請書等受理年月日	
経 緯	
変 更 理 由	
提 案 者 の 意 見	
備 考	

※「提案者意見」欄には、調整が必要となる事項及び土地利用調整会議への提案を必要と判断した理由について記載すること。

※「備考」欄には、提案者が事前に確認した市町村の意向及び参考となる事項について記載すること。

(様式第3号)

文 書 番 号
年 月 日

土地利用調整会議議長 殿

提 案 者 名

土地利用調整会議変更報告書

年 月 日付け 第 号により土地利用調整会議へ提案を行った下記
事案について、計画内容に変更が生じたので「奈良県土地利用調整会議設置要綱」第
8第2号の規定により報告します。

記

事 案 名	
事 案 の 計 画 者 (所在地・名称)	
事 案 内 容 (事業種別・計画地・計画面積等)	
変更申請書等受理年月日	
経 緯	
変 更 理 由	
提 案 者 の 意 見	
備 考	

※「備考」欄には、提案者が事前に確認した市町村の意向等について記載すること。

(様式第4号)

文 書 番 号
年 月 日

土地利用調整会議議長 殿

提 案 者 名

土地利用調整会議廃止(取下)報告書

年 月 日付け 第 号により土地利用調整会議へ提案を行った下記
事案が廃止(取下)されることとなりましたので「奈良県土地利用調整会議設置要綱」第9
第1項の規定により報告します。

記

事 案 名	
事 案 の 計 画 者 (所 在 地 ・ 名 称)	
事 案 内 容 (事業種別・計画地・計画面積等)	
廃止届等受理年月日	
経 緯	
廃止(取下)理由	
提 案 者 の 意 見	
備 考	

※「備考」欄には、提案者が事前に確認した市町村の意向等について記載すること。